

平成 19 年 12 月 20 日

会社名 株式会社電通
代表者名 代表取締役社長 高嶋 達佳
(東証第1部 コード番号：4324)

会社名 株式会社オプト
代表者名 代表取締役社長 鉢嶺 登
(JASDAQ コード番号：2389)

株式会社電通と株式会社オプトとの資本・業務提携に関するお知らせ

株式会社電通（本社：東京都港区、代表取締役社長：高嶋達佳、資本金：589 億 6,710 万円以下、「電通」といいます。）と株式会社オプト（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：鉢嶺 登、資本金：45 億 9,791 万円 以下、「オプト」といいます。）は、本日「資本・業務提携の強化に関する基本合意書」（以下、「本基本合意書」といいます。）を締結いたしました。また、電通は、その保有するオプトの第 4 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の全部を行使することを決定し、さらにオプトの普通株式を公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得し、オプトの総株主の議決権に占める保有議決権の割合を 3 分の 1 超とすることといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。本公開買付け実施後、オプトは電通の持分法適用関連会社となる予定です。なお、本公開買付けについては、平成 19 年 12 月 20 日開催のオプトの取締役会において、賛同を表明する旨の決議がなされております。

記

1. 資本・業務提携の目的

株式会社電通総研の予測によると、平成 19 年のインターネット広告の市場規模は 4,534 億円、平成 23 年には 7,558 億円が見込まれており、この 5 年の成長率は平均で年 15.8%と、今後も急速な拡大が継続されるものと考えております。現在の広告市場では、ネットやモバイルを通じたコミュニケーションやプロモーション・サービスへのクライアント・ニーズの高まりが、成長の大きな牽引力となっております。コミュニケーションの世界においてマスメディアが果たす役割への信頼とともに、新しい領域が持つ可能性や両者の融合によって生み出される効果に大きな期待が寄せられています。電通及び電通グループは、デジタル化とグローバル化を経営の重要課題として位置づけ、デジタル技術による新たなコミュニケーション手法をクライアントの課題解決に活用していくべく、体制強化とサービス開発を目指しております。

一方、オプトは、「売上に直結する e マーケティング」を事業コンセプトとして、インターネット広告代理業を中心とした e マーケティング事業を展開しております。独自のインターネット広告効果測定システムや業種別営業組織による業種ノウハウ強化等により、現在ではインターネット専業広告会社としてトップクラスの売上とノウハウを有するに至っておりますが、ナショナルクライアントといわれる大手広告主との取引拡大、多様化・高度化するクライアント・ニーズに対応する企画提案力の強化、ブランディング向上を主目的としたインターネット広告手法の確立を成長継続のための経営課題として認識しており、その取り組みに注力しております。

平成 17 年の資本・業務提携以降、さまざまな連携を模索した結果、電通はオプトのインターネット広告に関する知識や販売におけるノウハウについて評価しており、さらにインターネット広告において両社の役割を組み合わせることによって補完できる領域が多いとの認識に至りました。こうした認識のもと、両社が保有する経営資源を相互に有効活用し、従前にも増して連携を強化することが、より効率的かつ効果的であると考え、強固な資本・業務提携を実現するため、電通は、オプトを持分法適用関連会社とするだけでなく、筆頭株主としてより直接にオプトの経営に参画することを目的として、その保有する本新株予約権の行使、及び本公開買付けの実施を決定いたしました。

2. 業務提携の概略

電通は、本公開買付け実施後、電通クライアントへの営業体制をオプトと拡充してまいります。電通クライアントに対してインタラクティブメディアを通じてのコミュニケーション、プロモーション作業体制をより積極的に拡大し、オプトの売上及び利益増加を目指してまいります。電通はオプトをインタラクティブメディアの主たるバイイング先とし、オプトは電通連結子会社の株式会社サイバー・コミュニケーションズ及びその子会社を主たるメディア発注先とする等今後三社で協議を進めてまいります。また、電通とオプトが共同してインターネットにおけるメディアや広告枠の開発及び販売を行うとともに、電通グループ会社を含め、広告IT技術の新規開発や販売を進めてまいります。これにより日本のインターネット広告領域において、高度化するクライアント・ニーズに対応した充実したサービス体制を構築してまいります。

また、電通によるオプトの経営への参加については、本基本合意書において、オプトとの間で、平成 20 年 3 月開催予定のオプトの定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）以後、電通より派遣する取締役の数を従前の 1 名から増員し、オプトの取締役を 5 名とした場合電通が指名した者を 2 名、取締役を 7 名とした場合電通が指名した者を 3 名とすることとし、また監査役も電通よりオプトへ 1 名派遣することとするため、オプトにおいて本定時株主総会における議案付議等の合理的な範囲の努力を行うことについて合意しています。電通派遣を除く現取締役については原則留任し、共同で経営に当たっていく所存です。一方、電通クライアントへの営業体制の拡充のため、電通はオプトから平成 20 年 10 月までに 50 人程度出向を受け入れる予定です。これらの人材交流を通じ、両社が保有する経営資源を相互に有効活用してまいります。これにより、電通及びオプトの一層の事業基盤強化と企業価値の向上が可能になるものと考えております。

3. 電通による新株予約権行使の概要

行使個数：37 個（18,500 株分）

行使総額：未定（本新株予約権の要項に従い、平成 19 年 12 月 17 日から平成 19 年 12 月 21 日のジャスダック証券取引所普通取引におけるオプトの普通株式の終値平均（ただし、平成 19 年 12 月 21 日の当該取引所における普通取引の終値がない場合は、平成 19 年 12 月 17 日から平成 19 年 12 月 20 日の終値平均）となります。）

新株予約権行使後の株券等所有割合：17.01%

（注 1） 「新株予約権行使後の株券等所有割合」の計算においては、オプトの平成 19 年 6 月 30 日現在の総株主の議決権の数（128,484 個）に、電通が所有する本新株予約権の全部を平成 19 年 12 月 25 日に権利行使することによって発行される予定の株式（18,500 株）に係る議決権の数（18,500 個）を加えて、オプトの総株主等の議決権の数を 146,984 個として計算しております。

（注 2） 「新株予約権行使後の株券等所有割合」は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

払込予定日：平成 19 年 12 月 25 日

4. 電通によるオプト普通株式に対する公開買付けの概要（詳細は、電通の本日公表資料「株式会社オプトの普通株式に対する公開買付け開始に関するお知らせ」をご参照ください。）

買付け等を行う株券等の種類 普通株式

買付予定の株券等の数	株式に換算した買付予定数：	27,000 株
	株式に換算した買付予定の下限：	27,000 株
	株式に換算した買付予定の上限：	27,000 株

(注1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の総数が株式に換算した買付予定数（以下、「買付予定数」といいます。）（27,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数（27,000株）を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年 大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) オプトが保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注3) 公開買付け期間中にオプトのストックオプションに係る新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転されるオプト普通株式も本公開買付けの対象としております。

買付け等の価格：1株につき380,000円

買付け後の株券等所有割合（予定）：34.86%

(注1) 「買付け等後の株券等所有割合」の計算においては、オプトの平成19年6月30日現在の総株主の議決権の数（128,484個）に、電通が所有する本新株予約権の全部を平成19年12月25日に権利行使することにより発行され、取得する予定の株式（18,500株）に係る議決権の数（18,500個）及び平成19年7月1日以後電通が実施する本公開買付けの買付期間末日までにオプトのストックオプションに係る新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のあるオプト普通株式の最大数（2,164株）に係る議決権の数（2,164個）を加えて、オプトの総株主等の議決権の数を149,148個として計算しております。

(注2) 「買付け等後の株券等所有割合（予定）」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

届出当初の買付け等の期間（予定）：平成20年1月21日～3月4日（31営業日）

5. 今後の見通し

本件による電通の平成20年3月期業績への影響は軽微です。オプトの当期（平成19年12月期）の業績予想に影響はありません。オプトの平成20年12月期以降の業績への影響は判明し次第公表いたします。

以上

【ご参考資料】

当事会社の概要

(1) 商号	株式会社電通 (平成19年9月30日現在)	株式会社オプト (平成19年6月30日現在)
(2) 事業内容	広告業	eマーケティング事業
(3) 設立年月日	明治39年12月27日	平成6年3月4日
(4) 本店所在地	東京都港区東新橋一丁目8番1号	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
(5) 代表者	代表取締役社長 高嶋 達佳	代表取締役社長 鉢嶺 登
(6) 資本金	58,967 百万円	4,597 百万円
(7) 発行済株式総数	2,781,840 株	129,684 株
(8) 純資産合計	584,328 百万円	10,247 百万円
(9) 総資産額	1,214,615 百万円	18,441 百万円
(10) 決算期	3月31日	12月31日
(11) 従業員数	6,337 名	469 名
(12) 主要取引先	産業各界の各社、官公庁、媒体社	産業各界の各社、官公庁、媒体社
(13) 大株主及び 持株比率	(株)時事通信社 11.60% (社)共同通信社 7.36% 日本マスター信託口 4.53% みずほコーポレート銀行 4.07% 日本トラスティ信託口 3.44%	鉢嶺 登 23.24% 海老根 智仁 8.23% 小林 正樹 5.36% 野内 敦 5.35% (株)電通 5.01%